

(2)公共工事の発注者としての 共通認識の確認

公共工事の発注者としての共通認識の確認

建設業の現状

担い手の確保及び働き方改革

- ◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）
- ◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業が支える役割の増加

- ◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化
- ◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）

担い手3法の改正（令和元年）

「働き方改革の推進」「生産性向上への取組」「災害時の緊急対応強化」

発注者の責務に、施工時期の平準化、適正な工期の設定、適切な設計変更を規定

施工時期の平準化

課題・現状

- ◆ 繁忙期（年度末）と閑散期（4～6月）
 - ・ 繁忙期：業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
 - ・ 閑散期：業務量減、収入不安定、機材過剰。

対策 年間を通じて安定した工事量を確保

平準化の取組『さ・し・す・せ・そ』

- （さ）債務負担行為の活用
- （し）柔軟な工期の設定
- （す）速やかな繰越手続
- （せ）積算の前倒し
- （そ）早期執行のための目標設定

期待される効果

- 技能者処遇改善
- 経営安定化
- 入札不調不落抑制

週休2日の確保（働き方改革の推進）

課題・現状

- ◆ 建設業の産業特性として工期を最優先
- ◆ 給与形態・雇用形態（技能者の多くは日給制）
- ◆ 罰則付きの時間外労働規制が適用（R6.4～）

対策 より働きやすい職場環境づくりの推進

- ・ 適正な工期設定、長時間労働の是正
- ・ 必要となる費用の予定価格への反映
- ・ 労務費のダンピング防止、施工時期の平準化

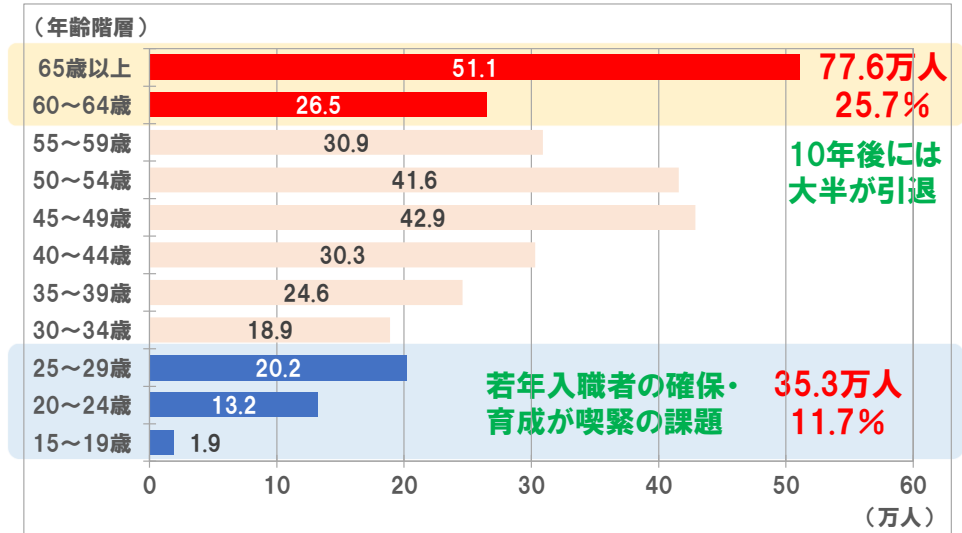
期待される効果

- 従事者の処遇改善、健康確保
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保

担い手の確保及び働き方改革

◆ 人手不足（入職者減・離職者増・高齢化進行）

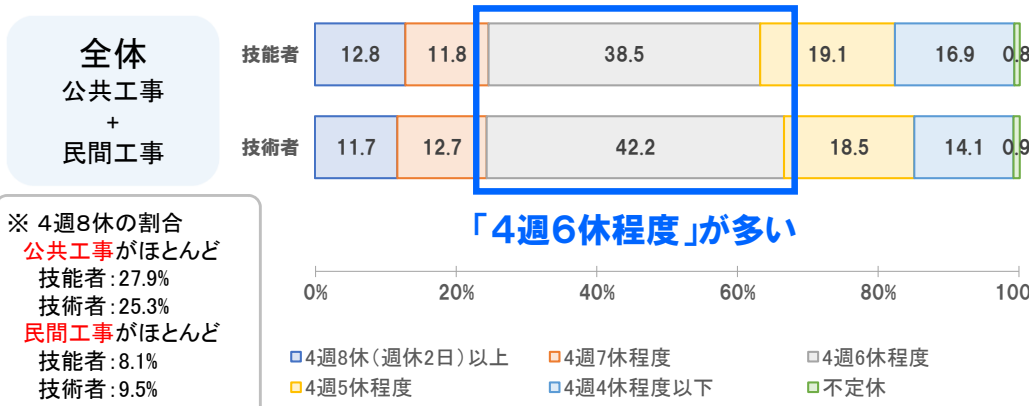
建設従事者の年齢構成分布(全国)



出所:総務省「労働力調査」(令和4年平均)をもとに国土交通省で作成

◆ 長時間労働が常態化（週休2日も未確保）

建設業における平均的な休日の取得状況



公共工事の方が「4週8休」の割合が高い

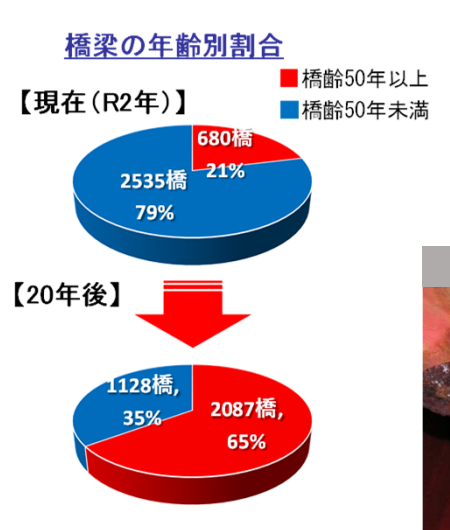
出典:国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和5年5月31日公表)

建設業が支える役割の増加

◆ 気候変動により、自然災害が頻発、激甚化



◆ 社会資本の老朽化（維持管理の必要性が増加）



品確法と建設業法・入契法(新担い手3法)の改正(令和元年)

◆ 平成26年改正 ※ 担い手3法の改正(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)

- 公共工事品確法と建設業法・入契法を一体として改正し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害の発生

地域の「守り手」としての建設業への期待

働き方改革の推進

働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正

生産性の向上

i-Constructionの推進等による生産性の向上

◆ 令和元年改正

- 新たな課題に対応し、5年間の成果をさらに充実する「新・担い手3法改正」を実施

品確法の改正

公共工事の発注者・受注者の基本的な責務

働き方改革の推進

○発注者の責務

- ・ 適正な工期設定 (休日、準備期間等を考慮)
- ・ 施工時期の平準化 (債務負担行為や繰越明許費の活用等)
- ・ 適切な設計変更 (工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用)

○受注者(下請含む)の責務

- ・ 適正な請負代金・工期での下請契約締結

生産性向上への取組

○発注者・受注者の責務

- ・ 情報通信技術の活用等による生産性向上

災害時の緊急対応強化・持続可能な事業環境の確保

○発注者の責務

- ・ 緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
- ・ 災害協定の締結、発注者間の連携
- ・ 労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

○調査・設計の品質確保

- ・ 「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

建設業法・入契法の改正

建設工事や建設業に関する具体的なルール

働き方改革の推進

○工期の適正化

- ・ 中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
- ・ 著しく短い工期による請負契約の締結を禁止
- ・ 公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>

○現場の処遇改善

- ・ 社会保険の加入を許可要件化
- ・ 下請代金のうち、労務費相当については現金払い

生産性向上への取組

○技術者に関する規制の合理化

- ・ 監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
- ・ 主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

災害時の緊急対応強化・持続可能な事業環境の確保

○災害時における建設業者団体の責務の追加

- ・ 建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化

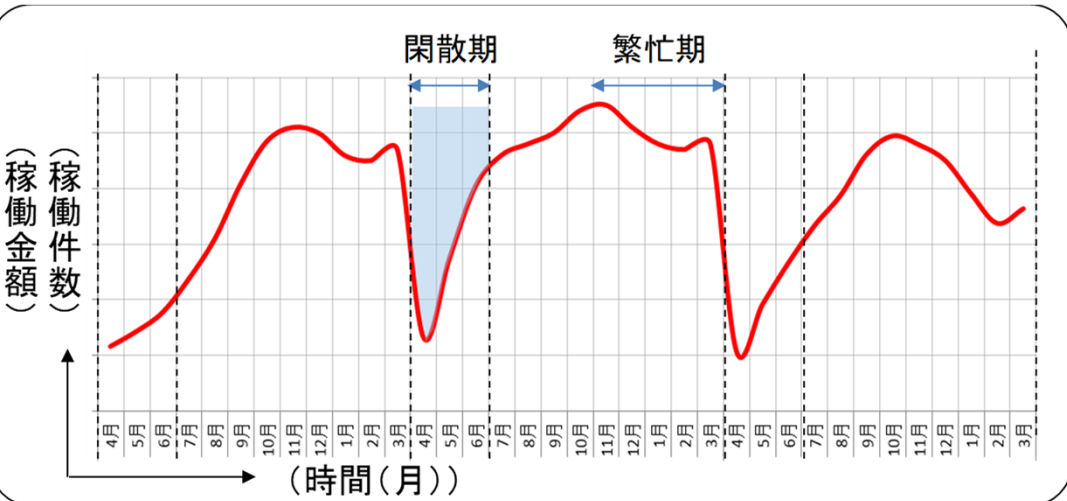
○持続可能な事業環境の確保

- ・ 経営管理責任者に関する規制を合理化
- ・ 建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

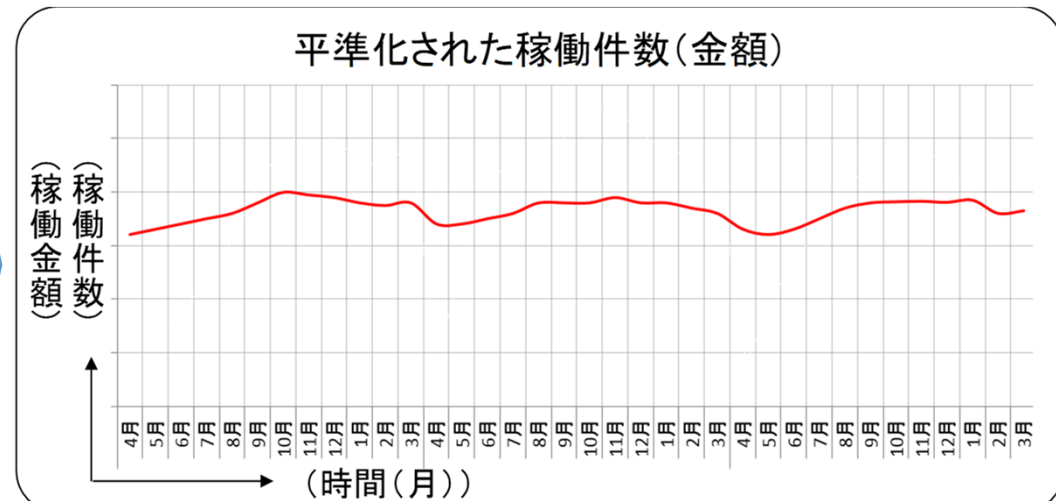
施工時期の平準化

- ◆ 公共工事は、予算成立後に入札契約手続を行うことが一般的であり、**第1四半期は工事が減り、年度末に工期末が集中する傾向**。
- ◆ 年度内の時期において、工事量の繁閑に大きな差が生じるため、受注する建設企業の人材や資機材の効率的な活用等に支障が生じる。
- ◆ 発注時期及び工期末が一時期に集中しないように年間を通じた分散化（平準化）を図ることが必要。

現 状



平準化イメージ



◎課題（背景）

年間の工事量が不安定

- 繁忙期（年末～年度末）：
業務量増、休暇取得困難、長時間労働。
- 閑散期（4～6月）：
業務量減、収入不安定、機材過剰。

人手不足（入職者減・離職者増）の要因の一つ

◎対策

平準化の取組『さ・し・す・せ・そ』

- （さ）債務負担行為の活用
- （し）柔軟な工期の設定
- （す）速やかな繰越手続
- （せ）積算の前倒し
- （そ）早期執行のための目標設定

◎期待される効果

年間を通じて安定した工事量を確保

- 人材や資機材の効率的な活用
- 技能者処遇改善、経営安定化
- 入札不調不落抑制

将来の担い手の確保

週休2日の確保(働き方改革の推進)

令和6年4月より建設事業に罰則付きの時間外労働規制が適用

法令改正	2018年度 (H30)	2019年度 (H31・R1)	2020年度 (R2)	2021年度(R3) 2022年度(R4) 2023年度(R5)	2024年度 (R6)	罰 則
【一般則】 年720時間の適用	2018年6月29日 働き方改革 関連法 可決・成立	4月1日から 大企業に適用	4月1日から 中小企業に適用			6ヶ月以下 の懲役 又は 30万円以下 の罰金
【建設事業】 年720時間の適用※1、2		5年間の猶予期間			4月1日から適用	

※1 建設事業は、災害時における復旧及び復興の事業を除き、上限規制がすべて適用(一般則と同じ)。
※2 残業時間の上限(原則): 月45時間、年360時間。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合の上限(特別条項): 年720時間以内(月平均60時間)、複数月平均80時間以内、月100時間未満。

◎課題(背景)

- ◆ 工期までの完成、長時間労働の常態化
(工期を最優先とする産業特性)
- ◆ 繁忙期と閑散期
 - ・繁忙期は業務量が大幅に増加。
 - ・工期遵守が優先、残業時間も増加。
- ◆ 給与形態・雇用形態
(技能者の6割以上が日給制)
 - ・日給制は、稼働日が減ると収入が減少。
- ◆ 経費の問題
 - ・工期が延びることにより経費も増加
- ◆ 人材不足(労働力不足)
(入職者減・離職者増・高齢化)

◎対策

- 工期設定の適正化(工期の見直し)
(週休2日を前提とした工期の設定)
- 施工時期の平準化
- 給与形態・雇用形態の見直し
(社員化・月給制)
- 週休2日工事等の実施
(実施状況に応じた経費の補正)
- 生産性の向上
 - ・ICT技術の全面的な活用
 - ・規格の標準化(Co工)

◎期待される効果

- 長時間労働の是正
- ワーク・ライフ・バランスの改善
- 年間を通じて安定した工事量を確保
- 人材や資機材の効率的な活用
- 経営安定化、入札不調不落抑制
- 従事者の処遇改善、健康確保
- 働きやすい職場環境づくりの推進
- 適正な利潤の確保
- 将来の担い手の確保
- 人手不足(労働力不足)の解消
- 建設業・公共工事の持続可能性を確保